日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の変更認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申 請 者:日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛

申請年月日等:令和4年10月14日(発室発第79号)補正年月日等:令和4年12月15日(発室発第119号)

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称:東海第二発電所

所在地:茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力:1,100,000kW 周波数: 50Hz

4. 申請範囲

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

- 3 使用済燃料貯蔵設備
- (7)使用済燃料貯蔵用容器
 - a. 使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ I)
 - c. 使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプⅢ)

原子炉冷却系統施設

1 1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用 基準及び適用規格

放射線管理施設

- 2 換気設備
- 2. 3 緊急時対策所換気系
- (3) 主配管
 - 常設
- (4) 送風機
 - 常設
 - a. 緊急時対策所非常用送風機(東海、東海第二発電所共用)
- (6) フィルター
 - 常設
 - a. 緊急時対策所非常用フィルタ装置(東海、東海第二発電所共用)
- 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 放射線管理施設に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

- 1 非常用電源設備
 - 3 その他の電源装置
 - 3.1 その他の電源装置
 - (2) 電力貯蔵装置
 - 可搬型
 - a. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池
 - 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 - 5 非常用電源設備に係る工事の方法
- 5 浸水防護施設
 - 1 外郭浸水防護設備
 - e. 防潮扉 2
- 5. 工事の種類・内容

種類:発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容:放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の改造

6. 申請理由

平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて認可された工事計画の一部において、以下のとおり変更を行う。

- 1. 放射線管理施設のうち換気設備の緊急時対策所換気系の主配管、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置について、現場施工設計の結果、緊急時対策所換気系の配管の配置を見直す必要が生じたことに伴い、緊急時対策所換気系の圧損が増加するため、居住性確保の観点から要求される換気量が確保できるよう緊急時対策所非常用送風機の構造を変更する。また、緊急時対策所非常用送風機の構造を変更する。また、緊急時対策所非常用送風機の構造を変更は伴い、緊急時対策所換気系全体の設計を見直したことから、緊急時対策所非常用フィルタ装置の構造及び主配管の改造(仕様変更)を行う。
- 2. その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の逃がし安全弁用可搬型蓄電池について、製造会社の事業停止に伴い、同等性能を有する別製造会社製の蓄電池に仕様を変更する。
- 3. 適正化が必要な箇所が認められたため、以下のとおり変更を行う。
- (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備に係る 使用済燃料乾式貯蔵容器の要目表の適正化
- (2)原子炉冷却系統施設のうち竜巻の影響に対する防護対策施設の扉に係る基本設計方針の適正化
- (3) その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設の外郭浸水防護設備に係る防潮扉2の要目表の適正化